習志野市企業局建設工事請負契約約款第２６条第６項

（インフレスライド条項）の運用に関する手引き

習志野市企業局

令和８年１１月１日

目次

1 適用対象工事 1
2 請求日及び基準日等について 1
3 スライド協議の請求 2
4 請負代金額の変更 2
5 残工事量の算定 3
6 物価指数 4
7 全体スライド及び単品スライド条項の併用 5

参考資料
建設工事請負契約約款　抜粋 6
契約約款第26条（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更） 7
全体スライド、単品スライド及びインフレスライドの違い 8
建設工事請負契約約款第26条（スライド）模式図 9
建設工事請負契約約款第26条第6項（インフレスライド）に伴う実施フロー 10

（別紙様式1－1） 11
（別紙様式1－2） 12
（別紙様式2） 13
（別紙様式3－1①） 14
（別紙様式3－1②） 15
（別添） 16
（別紙様式3－2） 17
スライド調書 18
※増額スライド用 19
※減額スライド用 20

1 適用対象工事

（1）契約約款第26条第6項の請求は、2.（3）に定める残工期が2.（2）に定める基準日から2ヶ月以上あること。

（2）発注者及び受注者によるスライドの適用対象工事の確認時期は、賃金水準の変更がなされた時とする。（インフレスライドの申請時期を制限するものではない。また、賃金水準の変更が生じていなくても、物価水準（価格水準）の上昇により請負代金額の変動額が残工事費の1%を超えた場合、インフレスライドを請求することを排除しているものではない。）

2 請求日及び基準日等について

（1）請求日

スライド変更の可能性があるため、発注者又は受注者が請負代金額の変更の協議（以下「スライド協議」という。）を請求した日とする。

（2）基準日

請求があった日から起算して、14日以内で発注者と受注者とが協議して定める日とし、請求日とすることを基本とする。

（3）残工期

基準日以降の工事期間とする。

・ 請求日について

請求に際しては、残工事の工期が基準日（請求日から14日以内の範囲内で定める）から2ヶ月以上必要であることに留意すること。

・ 基準日について

発注者と受注者とが協議して定める基準日は、請求日を基本とするが、これにより難い場合は、請求日から14日以内の範囲で定める。

これにより難い場合とは、スライド協議請求後、基準日について発注者と受注者とが協議している際に、新たに賃金水準の変更がなされた場合等である。なお、この場合の基準日は、新たに賃金水準の変更がなされた日を基準日とする。

・ 残工期について

残工期については、基準日における契約工期の残工事期間を基本とするが、基準日までに変更契約を行っていない場合でも先行指示等により工期延期が明らかな場合には、その工期延期期間を考慮することができる。

3 スライド協議の請求

発注者又は受注者からのスライド協議の請求は、書面により行うこととし、その期限は直近の賃金水準の変更から、次の賃金水準の変更がなされるまでとする。

・ スライド協議の請求について

発注者又は受注者からのスライド協議の請求は、書面（別紙様式１－１又は１－２）により行うこととする。

また、基準日設定後に新たに賃金水準が変更され、かつ、残工事の工期が新たな基準日から2ヶ月以上ある場合には、その都度スライド協議の請求をすることができる。

なお、直近の賃金水準の変更から次の賃金水準の変更の間における発注者又は受注者空のスライド協議の請求は、1回を基本とする。（複数回のインフレスライドの申請を制限するものではない。）

・ スライド額協議開始日について

発注者は、受注者の意見を聴いてスライド額協議開始日を定め、請求日から7日以内に受注者に書面（別紙様式2）により通知する。

・ 実施フローについて

別紙「参考資料4」の「建設工事請負契約書第26条第6項（インフレスライド）に伴う実施フロー」を参照すること。

4 請負代金額の変更

（1）賃金水準又は物価水準の変動による請負代金額の変更額（以下「スライド額」という。）は、当該工事に係る変動額のうち請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額の100 分の1に相当する金額を超える額とする。

（2）増額スライド額については、次式により行う。

S増＝[P2－P1－（P1×1/100）]

この式において、S増、P1及びP2は、それぞれ次の額を表すものとする。

S増：増額スライド額

P1：請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額

P2：変動後（基準日）の賃金又は物価を基礎として算出したP1に相当する額

（P＝Σ（α×Z）、α：請負比率、Z：官積算額）

（3）減額スライド額については、次式により行う。

S減＝［P2－P1＋（P1×1/100）］

この式において、S減、P1及びP2は、それぞれ次の額を表すものとする。

S減 ： 減額スライド額

P1 ： 請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額

P2 ： 変動後（基準日）の賃金又は物価を基礎として算出したP1に相当する額

（P＝Σ（α×Z）、α：請負比率、Z：官積算額）

（4）スライド額は、労務単価、材料単価、機械器具損料並びにこれらに伴う共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更について行われるものであり、歩掛の変更については考慮するものではない。

・ 受注者の負担割合

受注者の負担割合については、契約書第30条の「不可抗力による損害」に準拠し、建設業者の経営上最小限度必要な利益まで損なわないよう定められた「100分の1」としている。

・ 基準日における特別調査又は見積価格採用単価について

再調査や再見積に多大な労力又は日数を必要とする場合には、当初積算時の類似単価の物価変動率により算定することができる。ただし、当該材料等の工事費全体に占める割合が大きい場合は、別途考慮する。

・ 複数回スライドを行う場合について

スライド請求を複数回行う場合におけるスライド額の算出も上記に基づき同様に実施するものとする。なお、その場合基準日における請負代金額には、それまでに実施したスライド額を含むものとする。

5 残工事量の算定

（1）基準日における残工事量を算定するために行う出来形数量の確認は、数量総括表に対応して出来高確認を行うものとすること。

（2）基準日までに変更契約を行っていないが先行指示されている設計量についても、基準日以降の残工事量についてはスライドの対象とすること。

（3）現場搬入材料については、認定したものは出来形数量として取り扱うこと。

また、下記の材料等についても出来形数量として取り扱うことができるものとする。

・工場製作品については、工場での確認又はミルシート等で在庫確保が証明できる材料は出来形数量として取り扱う。

・基準日以前に配置済みの現地据付型の建設機械及び仮設材料等（架設用クレーン、仮設鋼材など）も出来形の対象とできる。

・契約書にて工事材料契約の完了が確認でき、近隣のストックヤード等で在庫確認が可能な材料は出来形数量として取り扱う。

（4）数量総括表で一式明示した仮設工についても出来形数量の対象とできる。

（5）出来形数量の計上方法については、発注者側に換算数量がない場合は、受注者側の当該工種に対する構成比率により出来形数量を算出してもよい。

（6）受注者の責めに帰すべき事由により遅延していると認められる工事量は、増額スライドの場合は、出来形部分に含めるものとし、減額スライドの場合は、出来形部分に含めないものとする。

・出来形数量等の確認方法について

基準日における工事の出来形数量の確認については、上記5．残工事量の算定に基づき実施することを基本とする。

また、数量総括表に対応した出来形数量については、次式により求めることができることとする。（ただし、実施工程表は、基準日までに作成されたものとする。）

出来形数量　＝　基準日における設計数量
× （基準日における実施済工程工期／実施工程工期）

本手引きに基づくスライド請求を複数回行う場合、2回目以降の基準日における出来形数量の確認方法は、1回目の基準日における確認方法と原則同じ方法によることとする。

・出来形数量等の確認時期について

発注者は、請求日から14日以内に出来高確認を行う。

6 物価指数

発注者は、積算に使用する単価を用いた変動率を物価指数とすることを基本とする。ただし、受注者の協議資料等に基づき双方で合意した場合は別途の物価指数を用いることができる。なお、物価資料に掲載されていない材料は、原則個別の実取引価格（受注

者の購入価格）を実勢価格とするが、実取引価格については妥当性の確認をすること。

・積算に使用する単価について

変動後の価格を算定する際に用いる材料単価等については、発注者が積算に使用している物価資料等の基準日における価格を基礎とする。

・基準日における特別調査又は見積価格採用単価について

再調査や再見積に多大な労力又は日数を必要とする場合には、当初積算時の類似単価の物価変動率により算定することができる。ただし、当該材料等の工事費全体に占める割合が大きい場合は、別途考慮する。

7　全体スライド及び単品スライド条項の併用

（1）契約約款第26条第1項から第4項までに規定する全体スライド条項に基づく請負代金額の変更を実施した後であっても、本通達によるスライドを請求することができる。

（2）本通達に基づき請負代金額の変更を実施した後であっても、契約約款第26条第5項に規定する単品スライド条項に基づく請負代金額の変更を請求することができる。

・契約約款第26条第6項に規定するインフレスライド条項は、材料価格を含む物価や賃金等の変動に伴う価格水準全般の変動について対応するものであることから、単品スライド条項の適用となっている材料を含めて、まずインフレスライド条項によるスライド額を算定することが基本となる。その上で、インフレスライド条項との重複を防止するため、インフレスライド条項の対象とした数量については、変動前の単価をインフレスライド条項の適用日の単価として単品スライド条項のスライド額を算出することとなる。

・また、インフレスライド条項と単品スライド条項とをそれぞれ単独で考えれば、前者においては残工事費の1%、後者においては対象工事費の1%、それぞれで受注者の負担が生じることとなる。両スライドのルールをそのままそれぞれ適用した場合には、受注者にリスクを重複して負担させることになり、結果的にリスク負担が過大なものとなる。

・このような過大なリスク負担を回避するため、単品スライド条項のみが適用される期間においては当該期間の工事費の1%を受注者の負担とするが、インフレスライド条項と単品スライド条項が併用されている期間においては、インフレスライド条項の適用により受注者が負担する残工事費の1%をもって既に単品スライド条項に係るリスク負担がなされているとの考え方に基づき、単品スライド条項に係る1%分の負担を求めないこととした。

・さらに、単品スライド条項に係る対象工事費は基本的には最終的な全体工事費であり、インフレスライド条項と併用した場合の対象工事費はインフレスライド条項に係るスライド額を含む変更後の総価となる。

参考資料1

建設工事請負契約約款　抜粋

契約約款第26条（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）

全体スライド

1 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12 月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下本条において同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下本条において同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の1000 分の15 を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。

3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

4 第1項の規定による請求は、この本条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前の本条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。

単品スライド

5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。

インフレスライド

6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。

7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

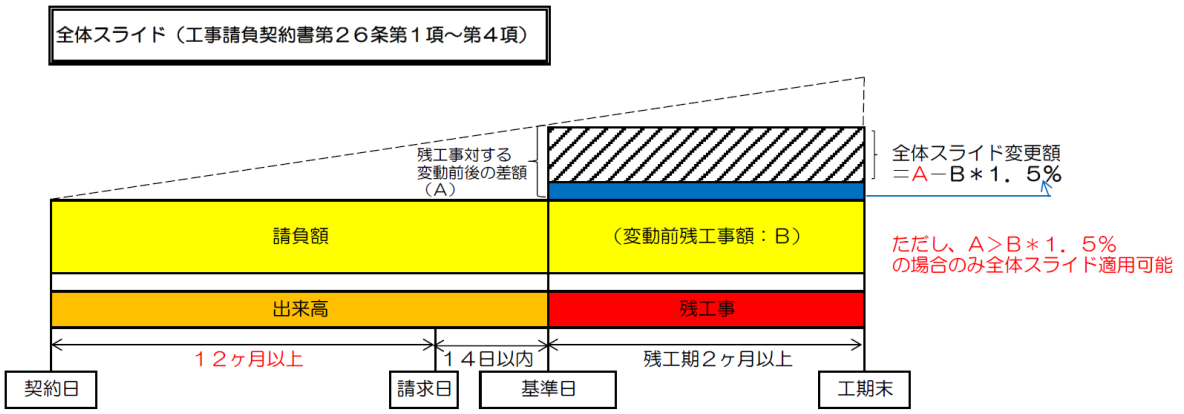
参考資料2

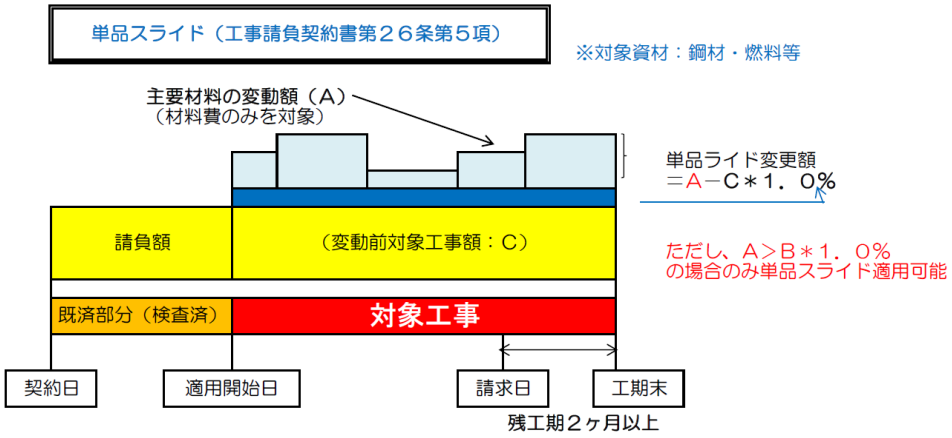
全体スライド、単品スライド及びインフレスライドの違い

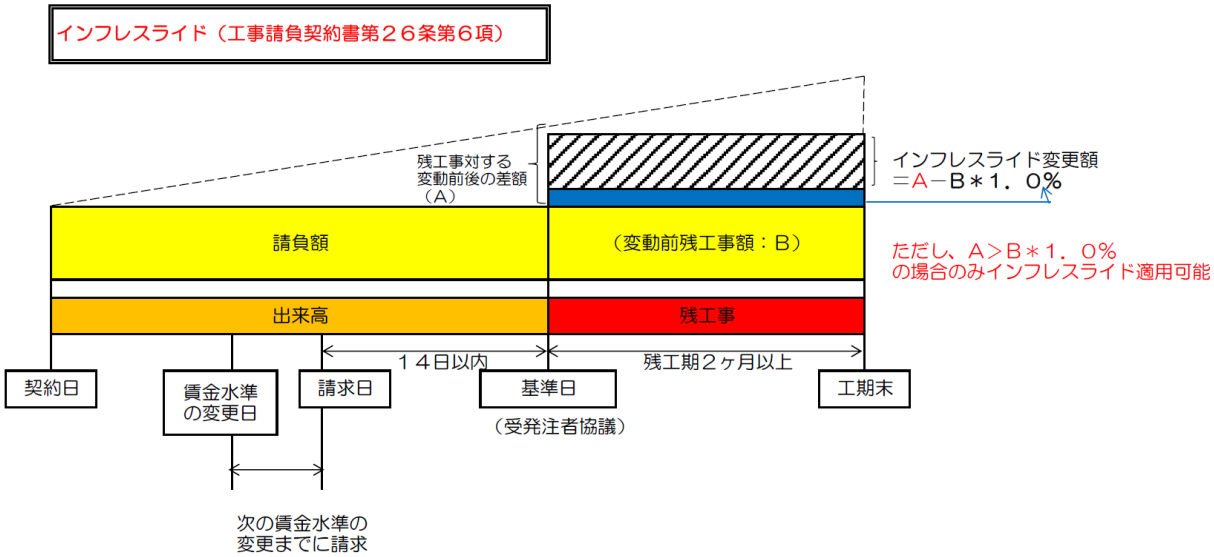
項目		全体スライド （契約約款第26条第１項から第４項）	単品スライド （契約約款第26条第５項）	インフレスライド （契約約款第26条第６項） ※本手引きの措置内容
適用対象工事		工期が12ヶ月を超える工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事（比較的大規模な長期工事）	すべての工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事 （運用通達発出日時点で継続中の工事及び新規契約工事）	すべての工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事（本手引き発出日時点で継続中の工事及び新規契約工事）
条項の趣旨		比較的緩やかな価格水準の変動に対応する措置	特定の資材価格の急激な変動に対応する措置	急激な価格水準の変動に対応する措置
請負額変更の方法	対象	請負契約締結の日から12ヶ月経過後の残工事量に対する資材、労務単価、機械損料、諸経費等	部分払いを行った出来高部分を除く全ての資材（鋼材類、燃料油類、アスファルト類、コンクリート類、その他主要資材）	本手引きに基づき、賃金水準又は物価水準の変更がなされた 日以降の残工事量に対する資材、労務単価、機械損料、諸経費等
	受注者の負担	残工事費の１．５％	対象工事費の１．０％（但し、全体スライド又はイ ンフレスライドと併用の場合、全体スライド又は インフレスライド適用期間における負担はなし）	残工事費の１．０％（30 条「不可抗力による損害」に準拠し、建設業者の経営上最小限度必要な利益まで損なわないよう定められた「１％」を採用）
	再スライド	可能（全体スライド又はインフレスライド適用後、12ヶ月経過後に適用可能）	なし（部分払いを行った 出来高部分を除いた工期内全ての資材を対象に、変更契約後にスライド額を算出するため、再スライドの必要がない）	可能（本手引きに基づき、賃金水準の変更がなされる都度、適用可能）

参考資料3

建設工事請負契約約款第２６条（スライド）模式図

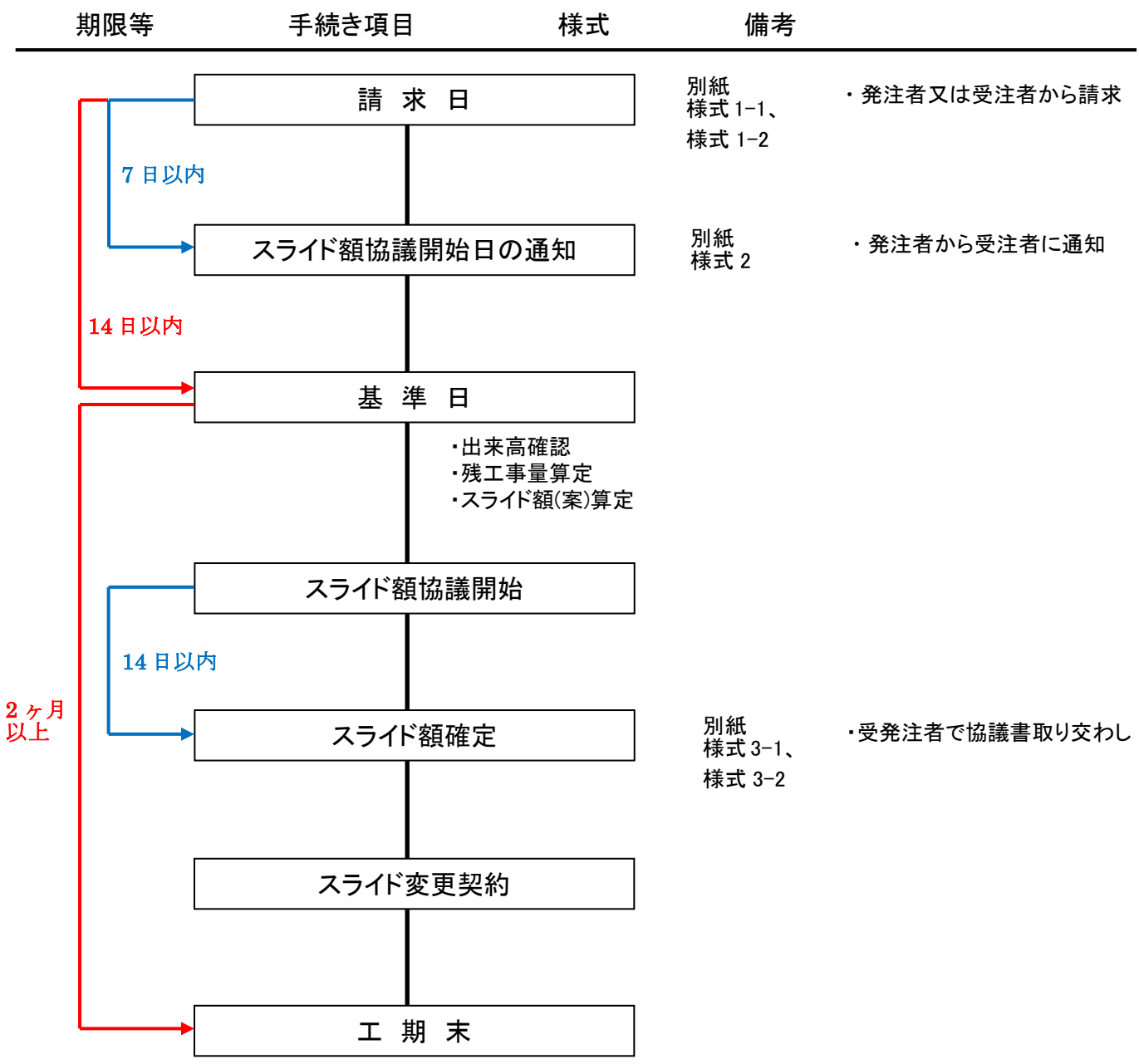






参考資料4

建設工事請負契約約款第26条第6項（インフレスライド）に伴う実施フロー



＊）契約約款で規定
＊）本手引き又は本資料で規定

（別紙様式１－１）
［受注者からの請求］

令和　　年　月　　日

（発注者宛）

様

住所
受注者
氏名　　印

（法人の場合は名称及び代表者の氏名）

工事請負契約約款第26条第6項に基づく請負代金額の変更について（請求）

令和　年　月　日付けで契約締結した　　工事については、賃金水準又は物価水準の変動により、工事請負契約約款第26条第6項の規定に基づき請負代金額の変更を請求します。

記

１ 請負代金額　　円
２ 工　　期　　令和　　年　　月　　日から
　　令和　　年　　月　　日まで
３ 希望基準日　　令和　　年　　月　　日
４ 変更請求概算額　（増）　　円
（スライド変更希望額）
５ 概算残工事請負代金額　　円
（概算残工事請負代金額とは、請負代金額から希望基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額）

※ 今回の請求は、あくまで概算額であり、精査の結果、請求額が変更となっても問題はない。

（別紙様式１－２）
［発注者からの請求］

令和　　年　月　　日

（受注者宛）

様

（発注者）

工事請負契約約款第26条第6項に基づく請負代金額の変更について（請求）

令和　年　月　日付けで契約締結した　　工事については、賃金水準又は物価水準の変動により、工事請負契約約款第26条第6項の規定に基づき請負代金額の変更を請求します。

記

１ 請負代金額　　円
２ 工　　期　　令和　　年　　月　　日から
　　令和　　年　　月　　日まで
３ 希望基準日　　令和　　年　　月　　日
４ 変更請求概算額　（増）　　円
（スライド変更希望額）
５ 概算残工事請負代金額　　円
（概算残工事請負代金額とは、請負代金額から希望基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額）

※ 今回の請求は、あくまで概算額であり、精査の結果、請求額が変更となっても問題はない。

（別紙様式２）

令和　　年　月　日

受注者

様

発注者

工事請負契約約款第２６条第８項に基づく協議の開始の日について（通知）

令和　年　月　日付けで請求のあった標記については、工事請負契約約款第２６条第８項の規定に基づきスライド額協議開始日を通知します。

記

１ 工　　事　　名　　工事

２ スライド額協議開始日　　令和　　年　　月　　日
（※スライド額協議開始日は、受注者の意見を聴いて、請求日から７日以内に受注者へ通知する）

（別紙様式３－１①）

令和　　年　月　日

受注者

様

発注者

工事請負契約約款第26条第6項に基づく請負代金額の変更について（協議）

令和　年　月　日付けで請求のあった工事請負契約約款第26条第6項に基づく請負代金額の変更について、同条第7項の規定に基づき下記のとおり協議します。

このスライド変更金額は今回請求のあった基準日時点での増減額であり、スライド額の確定については変更時に発注者受注者協議のうえ定めるものとします。

なお、異存がなければ、別添承諾書へ記名押印のうえ返送願います。

記

１ 工　　事　　名　　工事

２ スライド変更金額　　（増）＿＿＿＿＿＿＿＿円

うち、取引に係わる消費税及び地方消費税の額　＿＿＿＿＿＿＿＿円

基 準 日　　令和　　年　　月　　日

複数回スライド請求を行う場合

（別紙様式３－１②）

令和　　年　月　日

受注者

様

発注者

工事請負契約約款第26条第6項に基づく請負代金額の変更について（協議）

令和　年　月　日付けで請求のあった工事請負契約約款第26条第6項に基づく請負代金額の変更について、同条第7項の規定に基づき下記のとおり協議します。

このスライド変更金額は今回請求のあった基準日時点での増減額であり、スライド額の確定については変更時に発注者受注者協議のうえ定めるものとします。

なお、異存がなければ、別添承諾書へ記名押印のうえ返送願います。

記

１ 工　事　名　　工事

２ スライド変更金額

①前回まで

スライド変更金額　（増）＿＿＿＿＿＿円　（税込み）

基 準 日　　令和　　年　　月　　日

②今 回

スライド変更金額　（増）＿＿＿＿＿＿円

うち、取引に係わる消費税及び地方消費税の額

＿＿＿＿＿＿円

基 準 日　　令和　　年　　月　　日

累 計

スライド変更金額　（増）＿＿＿＿＿＿円　（税込み）

うち、取引に係わる消費税及び地方消費税の額

＿＿＿＿＿＿円

（別添）

承 諾 書

工事名　　工事

令和　　年　　月　　日付けで協議のありました上記工事の工事請負契約約款第26条第6項によるスライド協議変更額に異存ありませんので、承諾します。

記

1 スライド変更金額　　（増）＿＿＿＿＿＿円

うち、取引に係わる消費税及び地方消費税の額　＿＿＿＿＿＿円

基 準 日　　令和　　年　　月　　日

令和〇〇年〇〇月〇〇日

受注者

住所

氏名

発注者

様

（別紙様式３－２）

令和　　年　月　日

受注者

様

発注者

工事請負契約約款第26条第6項に基づく請負代金額の変更について（協議）

令和　年　月　日付けで請求のあった工事請負契約約款第26条第6項に基づく請負代金額の変更について、同条第7項の規定に基づき下記のとおり協議します。

記

１ 工　事　名　　工事

２ スライド変更適否　　スライドの適用が認められない

３ 理　　由　　スライド額が対象工事費の1%を超えないため

スライド調書

工　　事　　名	
請　負　代　金　額	円（消費税含まず）
	円（税込含む）
設　計　書　金　額	円（消費税含まず）
	円（税込含む）
工　　期	自　令和　年　月　日
	至　令和　年　月　日
基　　準　　日	令和　年　月　日
出　来　高　額	円（税抜き）
残　工　事　額（Ｐ１）	円（税抜き）
変更残工事額（Ｐ２）	円（税抜き）

（出来高額、残工事額（P1）、変更残工事額(P2)について、1 円未満切捨て）

※増額スライド用

〇〇〇〇〇工事に係る
賃金又は物価変動に基づく請負代金額計算書

請負代金額	出来高額	P1	P2

（請負代金額、出来高額、残工事額（P1）、変更残工事額(P2)について、1円未満切捨て）

スライド額（S）＝（　P2　－　P1　）－　P1　×　1／100
＝（　　－　　）－　　×　1／100
＝　　－
＝　　（千円未満切捨て）

（ 但し、P1＜P2 ）
P1 ： 請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額
P2 ： 変動後（基準日）の賃金又は物価を基礎として算出したP1に相当する額

スライド額
（税込み）＝　　×　消費税及び地方消費税率
＝

※減額スライド用

〇〇〇〇〇工事に係る
賃金又は物価変動に基づく請負代金額計算書

請負代金額	出来高額	P1	P2

（請負代金額、出来高額、残工事額（P1）、変更残工事額(P2)について、1円未満切捨て）

スライド額（S）＝（　P2　－　P1　）－　P1　×　1／100
＝（　　－　　）－　　×　1／100
＝　　－
＝　　（千円未満切捨て）

（ 但し、P1＞P2 ）
P1 ： 請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額
P2 ： 変動後（基準日）の賃金又は物価を基礎として算出したP1に相当する額

スライド額
（税込み）＝　　×　消費税及び地方消費税率
＝